

ワクチン・検査パッケージに係る事業者の募集開始について

令和3年12月17日
京都府新型コロナウイルス
感染症対策本部

新型コロナウイルス感染の拡大防止と日常生活の回復の両立を図ることを目的とするワクチン・検査パッケージの取組について、制度を活用する店舗等の募集と、PCR検査等を無料で実施いただく事業者の募集を以下のとおり行います。

1 第三者認証店等のワクチン・検査パッケージ制度実施店舗の申請受付

○募集期間：令和3年12月17日（金）から令和4年3月31日（木）まで

○内 容：感染拡大傾向時等における行動制限を緩和する、ワクチン・検査パッケージ制度を実施する店舗の登録

○対 象：京都府新型コロナウイルス感染防止対策認証店（第三者認証店）、飲食を主としないカラオケ店

○申請方法：京都府ホームページ「飲食店等におけるワクチン・検査パッケージ制度の登録について」から申請（申請書の郵送による申請も可能）
詳細は同ホームページを参照

URL：https://www.pref.kyoto.jp/kikikanri/news/corona_211125vtp.html

○申請先：京都府新型コロナウイルス感染防止対策認証制度事務局

【電話番号】075-284-0182

【開設時間】月～金 9:30～17:30（土・日・祝・年末年始（12月29日～1月3日）休み）

<参考：イベント、旅行・宿泊におけるワクチン・検査パッケージ制度の活用>

- ・イベント：緊急事態措置等におけるイベントの人数制限を緩和するためワクチン・検査パッケージ制度を活用する場合は、京都府新型コロナウイルス感染症対策本部運営チームへ感染防止安全計画の提出が必要
- ・旅行・宿泊：「きょうと魅力再発見旅プロジェクト」に旅行会社・宿泊業者が参加するには、きょうと魅力再発見旅プロジェクト事務局への登録が必要。既に参加登録している場合、ワクチン・検査パッケージ実施事業者として登録したとされます。

2 検査実施事業者の募集

○募集期間：令和3年12月17日（金）から令和4年1月31日（月）まで

○業務内容：ワクチン・検査パッケージを利用する際、健康上の理由等によりワクチン未接種の方を対象とした検査業務

※検査に係る経費は全額京都府補助（10/10補助）

※無料化の事業実施期間は令和4年3月31日（木）まで



- 対 象：①医療機関、薬局、衛生検査所等
②第三者認証店、飲食を主としないカラオケ店、イベント主催者、
旅行会社、宿泊業者でワクチン・検査パッケージ制度実施店舗
- 申請方法：実施計画書及び添付書類を郵送により提出
詳細は京都府ホームページ「ワクチン・検査パッケージ制度等の検査実
施事業者募集について」を参照
URL：https://www.pref.kyoto.jp/kikikanri/news/corona_muryokensa_boshu.html
- 申請先：京都府新型コロナ検査環境整備事業事務局
【申請先住所】〒600-8078 京都柳馬場松原郵便局留
【電話番号】075-254-8133
【開設時間】月～土 9:30～17:30（日・祝・年末年始（12月29日～1月3日）休み）

(ワクチン・検査パッケージ制度、検査無料化の概要等)

1 概 要

- ワクチン・検査パッケージ（以下「VTP」という。）とは
事業者がワクチン接種歴又は陰性の検査結果を確認することによりサービスを提供するもの。また、一定要件の事業者について行動制限の緩和が受けられるもの。
- 検査の無料化
上記を利用する際に、健康上の理由等でワクチン未接種の者について、検査実施事業者での検査を無料化
- VTP実施事業者の登録等
 - ・一定の要件に該当する飲食店等※で、VTPを実施しようとするものは、京都府へ申請し、京都府がVTP実施事業者として登録する（申請・登録方式）。
 - ・VTP実施事業者は、VTPを実施することにより、感染拡大時等での行動制限等の緩和が可能
 - ▲第三者認証店、カラオケ店・・・同一グループ同一テーブル5人以上可
収容率50%以内でカラオケ設備提供可
 - ▲イベント・・・感染防止安全計画策定済の5000人超のイベントは収容定員まで可
- 検査実施事業者の登録等
 - ・検査を実施しようとする事業者は、京都府へ申請し、京都府が検査実施事業者として登録する（申請・登録方式）。
 - ※医療機関や薬局等のほか、認証店等でも京都府へ申請・登録すれば実施可能。ただし、認証店等が検査を実施する場合は、自らのサービスを受けようとする者に限る。
 - ・検査実施事業者が無料化に要した経費について京都府から補助（補助率10/10）

2 実施までの流れ

<検査実施事業者>

- ① 検査実施を行う事業者が京都府へ申請（実施計画書作成）
- ② 京都府が申請に基づき検査実施事業者として登録。検査実施事業者は利用者を無料で検査
- ③ 京都府へ交付申請
- ④ 京都府から検査実施事業者へ補助金交付（検査実績・所要経費等）

<VTP実施事業者>

- ① 京都府へ事業者登録申請
- ② 感染拡大傾向時以降、ワクチン接種歴又は陰性の検査結果を確認することにより行動制限要請の一部緩和

<その他の民間事業者>

- ① ワクチン・検査パッケージに準じた取組を実施
- ② 健康上の理由等によるワクチン未接種者が利用する場合、利用者が検査実施事業者で受検する場合は、検査を無料化